森林法の一部を改正する法律案新旧対照条文

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)(抄)

傍線部分は改正部分)

7 6 5 2 第四条 3 • <u>-</u> ~ 七 のとする。 初の五年間に係る森林整備保全事業の実施の目標及び事業量を定めるも 全事業計画」という。) をたてなければならない が実施するものをいう。以下同じ。) に関する計画 (以下「森林整備保 び改良の事業並びに森林の造成及び維持に必要な事業で政令で定める者 年ごとに、 計画的かつ着実な達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、五 を明らかにすることを旨として、定めるものとする。 案して主として流域別に全国の区域を分けて定める区域ごとに当該事項 (全国森林計画等) 全国森林計画においては、次に掲げる事項を、地勢その他の条件を勘 農林水産大臣は、 農林水産大臣は、 的な事項 森林整備保全事業計画においては、全国森林計画の計画期間のうち最 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本 (略) (略) (略) 森林整備保全事業(造林、 森林の現況、 全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標の 改 経済事情等に変動があつたため必要と 正 間伐及び保育並びに林道の開設及 案 7 第四条 6 5 2 3 4 二~七 五年間に係る森林整備事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする 以下「森林整備事業計画」という。)をたてなければならない。 で政令で定める者が実施するものをいう。以下同じ。 つ着実な達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、五年ごとに を明らかにすることを旨として、定めるものとする。 案して主として流域別に全国の区域を分けて定める区域ごとに当該事項 (全国森林計画等) 全国森林計画においては、次に掲げる事項を、 農林水産大臣は、 農林水産大臣は、全国森林計画に掲げる森林の整備の目標の計画的か 森林整備事業 (造林、間伐及び保育並びに林道の開設及び改良の事業 森林整備事業計画においては、全国森林計画の計画期間のうち最初の 森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項 (略) (略) (略) 森林の現況、 現 経済事情等に変動があつたため必要と 行 地勢その他の条件を勘) に関する計画 (

ができる。

8~10 (略)

において、第八項及び前項中「環境大臣その他関係行政機関の長」とあ11 前三項の規定は、森林整備保全事業計画について準用する。この場合

るのは、「関係行政機関の長」と読み替えるものとする。

第四条の二(国は、森林整備保全事業計画の達成を図るため、その実施に

つき必要な措置を講ずるものとする

(地域森林計画)

2. 也成系林十回こう)には、で、第五条 (略)

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

三〜〜〜〜

の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する機能別の森林の所在及び面積並びにその整備及び保全

=

(略)

三~八 (略)

3・4 (略)

(地域森林計画の案の縦覧等)

第六条 (略)

2 4

(略)

うち、前条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐ければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しな5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとする

採立木材積、

同項第四号の造林面積、

同項第四号の二の間伐立木材積

認めるときは、全国森林計画及び森林整備事業計画を変更することがで

きる。

8~10 (略)

いて、第八項及び前項中「環境大臣その他関係行政機関の長」とあるの11 前三項の規定は、森林整備事業計画について準用する。この場合にお

は、「関係行政機関の長」と読み替えるものとする

第四条の二 国は、森林整備事業計画の達成を図るため、その実施につき

必要な措置を講ずるものとする。

(地域森林計画)

第五条 (略)

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする

一 (略)

二(森林の有する機能別の森林の所在及び面積並びにその整備の目標そ

の他森林の整備に関する基本的な事項

三~八 (略)

3・4 (略)

(地域森林計画の案の縦覧等)

第六条 (略)

2~4 (略)

積、同項第四号の造林面積、同項第四号の二の間伐立木材積、同項第五うち、前条第二項第二号の森林の整備の目標、同項第三号の伐採立木材ときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しな5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとする

意を得なければならない 林の整備及び保安施設事業に関する計画については、 同項第五号の林道の開設及び改良に関する計画並びに同項第七号の保安 農林水産大臣の同

6 (略)

(保安林における制限)

第三十四条 号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知 次の各

略)

次条第一項に規定する択伐による立木の伐採をする場合

Ξ 第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採をする場

合

兀 8

五 略)

(略)

七六 (略)

八 略)

2 } 10 (保安林における択伐の届出等) (略)

第三十四条の二 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定 ĸ る森林の立木の伐採に限る。 の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採(人工植栽に係 める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採 前条第一項第一号、 第四号から第六号まで及び第八号に掲げる場合 第三項において同じ。) をしようとする者

> 号の林道の開設及び改良に関する計画並びに同項第七号の保安林の整備 及び保安施設事業に関する計画については、 農林水産大臣の同意を得な

6 (略)

ければならない。

(保安林における制限)

第三十四条 事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知 次の各

(略)

号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

_ の _ 次条第 一項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合

 \equiv 略 略)

兀 8

五 (略)

2 5 10 六 略) (略)

(保安林における間伐の届出等)

第三十四条の二 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定 を除き、 める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採 は、前条第一項第一号、 の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者 農林水産省令で定める手続に従い、 第二号から第四号まで及び第六号に掲げる場合 あらかじめ、 都道府県知事

る事項を記載した択伐の届出書を提出しなければならない。に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法をの他農林水産省令で定めを除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事

- (代の計画を変更すべき旨を命じなければならない。 に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その択採立木材積又は伐採方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件2 都道府県知事は、前項の規定により提出された届出書に記載された伐 2
- 4 都道府県知事は、第一項の規定により択伐の届出書が提出された場合 4 の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該択伐が、第十一条第四項の認定に係る森林施業計画(その変更につき第十二条第三項において準用する第十一条第四項の規定による記につき第十二条第三項において準用する第十一条第四項の規定により表替に係る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただにつき第十二条第三項において準用する第十一条第四項の規定により、当該択伐に係る立木の所では、第一項の規定により択伐の届出書が提出された場合 4 都道府県知事は、第一項の規定により択伐の届出書が提出された場合 4

第三十四条の三 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定

(保安林における間伐の届出等)

る事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他農林水産省令で定め

- 伐の計画を変更すべき旨を命じなければならない。
 に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その間伐立木材積又は間伐方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件都道府県知事は、前項の規定により提出された届出書に記載された間
- す。めの立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなめの立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみな前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる間伐のた
- ある場合は、この限りでない。 (前項の規定により届出書が提出された場合を)につき第十二条第三項において準用する第十一条第四項の規定によるにいる第十二条第三項において準用する第十一条第四項の規定による (前項の規定により届出書の提出がなかつたものとみなされる場合を除る 都道府県知事は、第一項の規定により間伐の届出書が提出された場合

で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。
「「関本」の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者は、第三十四条第一項第一号、第四号から第六号まで及び第八号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者がある立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採

伐採方法」とあるのは、「間伐立木材積又は間伐方法」と読み替えるもついて準用する。この場合において、同条第二項中「伐採立木材積又は」前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による間伐の届出に

(保安林における植栽の義務)

のとする。

定める場合は、この限りでない。 には、当該保安林の立木を伐採した場合には、当該 第三十四条の四 には、当該保安林の立木を伐採した場合には、当該 第三十四条の四

(監督処分)

第三十八条 (略)

(保安林における植栽の義務)

第三十四条の三 森林所有者等が保安林の立木を伐採した場合には、当該第三十四条の三 森林所有者は、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い、当該伐採跡地について植栽をしなければならない。ただし、当該伐採をした森林所有者等が当該保安林に係る森林所有者でない場合において当該伐採跡あったことを知らないことについて正当な理由があると認められるとき、当該伐採跡地について第三十八条第一項の規定による造林に必要な行為係る森林所有者が拒んだ場合を除く。)その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(監督処分)

第三十八条 (略)

3 命ずることができる。 当該伐採跡地につき、 都道府県知事は、 第三十四条の二第 期間、 方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を 一項の規定に違反した者に対し、

4 いる樹種と同一の樹種のものを植栽すべき旨を命ずることができる。 る植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められて 樹種に関する定めに従つて植栽をしない場合には、当該森林所有者に対 せず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは 安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、 都道府県知事は、 期間を定めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められてい 森林所有者が第三十四条の四の規定に違反して、 植栽を 保 3

(保安林に関する規定の準用)

第四十四条 ಠ್ಠ 定を、保安施設地区における制限については、第三十四条から第三十四 設地区の指定の解除については、第三十三条第一項から第三項までの規 の規定 (農林水産大臣に対する申請に関する部分に限る。)を、保安施 第二十七条第二項及び第三項、第二十八条並びに第三十三条の二第二項 定(農林水産大臣による保安林の指定施業要件の変更に関する部分に限 保安林の指定に関する部分に限る。)並びに第三十三条の二第一項の規 まで及び第三十三条第一項から第五項までの規定 (農林水産大臣による 変更については、 五項まで及び第三十九条の規定を、保安施設地区に係る指定施業要件の 三十一条、)を、保安施設地区に係る指定施業要件の変更の申請については、 第三十二条第一項から第四項まで、第三十三条第一項から第 保安施設地区の指定については、第二十九条、 第二十九条、第三十条、第三十二条第一項から第四項 第三十条、 第

2

(略)

いる樹種と同一の樹種のものを植栽すべき旨を命ずることができる。 る植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められて し、期間を定めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められてい 樹種に関する定めに従つて植栽をしない場合には、当該森林所有者に対 せず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは 安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、 都道府県知事は、 森林所有者が第三十四条の三の規定に違反して、 植栽を 保

(保安林に関する規定の準用)

第四十四条 定を、保安施設地区における制限については、 設地区の指定の解除については、第三十三条第一項から第三項までの規 の規定(農林水産大臣に対する申請に関する部分に限る。)を、 第二十七条第二項及び第三項、第二十八条並びに第三十三条の二第二項 వ్త 定(農林水産大臣による保安林の指定施業要件の変更に関する部分に限 保安林の指定に関する部分に限る。) 並びに第三十三条の二第一項の規 まで及び第三十三条第一項から第五項までの規定 (農林水産大臣による 変更については、第二十九条、第三十条、第三十二条第一項から第四項 五項まで及び第三十九条の規定を、保安施設地区に係る指定施業要件の 三十一条、第三十二条第一項から第四項まで、第三十三条第一項から第)を、保安施設地区に係る指定施業要件の変更の申請については、 保安施設地区の指定については、 第二十九条、 第三十四条及び第三十四 第三十条、 保安施 第

合には第三十二条第四項の規定は、準用しない。での規定、災害を復旧するため緊急に保安施設事業を行う必要がある場が保安林である場合には第三十一条、第三十四条から第三十四条の三ま条の三までの規定を準用する。ただし、保安施設地区の指定に係る森林

(適用除外)

(事務の区分)

。 第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とするでいる事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第百九十六条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされ

|〜三 (略)

五 第四十四条において準用する第二十七条第二項及び第三項(申請書に方、第四十四条において準用する第二十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている三十九条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされているのででででは、第三十一条、第三十四条がら第三十四条の三まで、第三十八条及び第四 第三十一条、第三十二条第一項(第三十三条の三において準用する場

第三十二条第一項、第三十三条第三項、第三十四条から第三十四条の三意見書を付する事務に関する部分を除く。)、第三十条、第三十一条、五 第四十四条において準用する第二十七条第二項及び第三項 (申請書に

、災害を復旧するため緊急に保安施設事業を行う必要がある場合には第安林である場合には第三十一条、第三十四条及び第三十四条の二の規定条の二の規定を準用する。ただし、保安施設地区の指定に係る森林が保

(適用除外)

三十二条第四項の規定は、準用しない。

場合には第三十四条及び第三十四条の二の規定)は、適用しない。十四条の二の規定(その保安施設地区の指定に係る森林が保安林である項の行為については、第四十四条において準用する第三十四条及び第三第四十八条 国又は都道府県が保安施設地区において行う第四十五条第一

(事務の区分)

第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とするている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第百九十六条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされ

| 〜 三 (略)

第三十二条第一項、第三十三条第三項、第三十四条、第三十四条の二並意見書を付する事務に関する部分を除く。)、第三十条、第三十一条、五 第四十四条において準用する第二十七条第二項及び第三項 (申請書に

た者	た者
)の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木を伐採し)の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木を伐採し
四 第三十四条の二第一項 (第四十四条において準用する場合を含む。	五 第三十四条の三第一項 (第四十四条において準用する場合を含む。
	した者
)の規定に違反し、届出書の提出をしないで択伐による立木の伐採を
	四 第三十四条の二第一項(第四十四条において準用する場合を含む。
•	処する。
第二百七条 次の各号の に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する	第二百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に
都道府県が処理することとされている事務	により都道府県が処理することとされている事務
│ びに第三十九条第一項の規定並びに第四十六条の二第一項の規定により	まで並びに第三十九条第一項の規定並びに第四十六条の二第一項の規定

二 治山事業で都道府県又は都道府県知事が施行するものに係る国の補助金又は負担金(以下「補助金等」という。)の交付助金又は負担金(以下「補助金等」という。)の交付助金又は負担金(以下「補助金等」という。)の交付要する費用の一部を国が負担し、又は補助するものをいう。保安施設事業 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条に規定する保安施設事業 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条に規定する保安施設事業 (四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止 加条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止 かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するものをいう。 (以下「補助金等」という。)の交付 (おは、次の各号に掲げる事業で、国際は、次の各号に掲げる事業で、国際は、次の各号に掲げる事業で、国際は、大田のでは、大田のは、大田のでは、大田のは、大田のでは、大田のは、大田のいは、大田のいは、大田のいは、大田のいは、大田のいは、、大田のいは、大田ののは、大田のいは、大田ののは、大田のは、大田のいは、大田のいは、大田のいは、大田のいは、大田のいは、大田のは、大田のいは、大田のいは、大田のいは、大田のいは、大田のいは、大田のいは、大田のいは、大田のいは、大田のは、大田のいは、大田のいは、大田のいは、大田のいは、大田のいは、、大田のいは、大田のいは、、大田のいは、大田のいは、大田ののは、大田のいは、大田のいは、、田のいは、、田のいは、大田のいは、、田のいは、田のいのは、、田のいは、田ののは、、田のいのは、田のいのは、田ののは、田の	一 治山事業で国が施行するもの(以下「直轄治山事業」という。) この会計においては、前項の事業に係る経理のほか、次の事項に関する経理を行うものとする。	改正案
	(略) (略) (以下「直轄治山事業」と 一 法第二条の治山事業で国が施行するもの(以下「直轄治山事業七箇 年計画の実施に伴い、前項の事業に係る経理のほか、次の事項に関する経理を行うものとする。 (略) (略) (1) 第三条に規定する治山事業七箇 7 (1) 第三条(略)	現

区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

次の各号に掲げる事業は、前項の規定にかかわらず、治山事業に含ま

れないものとする。

| 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (

昭和二十五年法律第百六十九号) 又は公共土木施設災害復旧事業費国

庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害

復旧事業

|| 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待でき

ないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事

業その他同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため、

土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

て、一般会計から国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。第八条の二(次に掲げる経費の額に相当する金額は、予算の範囲内におい

林野をいう。以下この条において同じ。)のうち森林法第二十五条第国有林野(国有林野の管理経営に関する法律第二条に規定する国有

項又は第二項の規定により保安林として指定された森林その他の公

くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設置その他の森林保全に

益的機能が高い森林(次号において「公益林」という。)における松

要する経費で政令で定めるもの

<u>-</u>| 5五 (略)

附則

旧緑資源公団法」という。) 附則第十一条第一項又は地すべり等防止法定による廃止前の緑資源公団法 (昭和三十一年法律第八十五号。以下「第十三条 森林法附則第六項、独立行政法人緑資源機構法附則第十条の規

て、一般会計から国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。第八条の二(次に掲げる経費の額に相当する金額は、予算の範囲内におい

防止、標識の設置その他の森林保全に要する経費で政令で定めるものいて「公益林」という。)における松くい虫の駆除又はそのまん延の年法律第二百四十九号)第二十五条第一項又は第二項の規定により保本財をいう。以下この条において同じ。)のうち森林法(昭和二十六日 国有林野(国有林野の管理経営に関する法律第二条に規定する国有

附則

<u>-</u> 5 五

(略)

旧緑資源公団法」という。)附則第十一条第一項又は地すべり等防止法定による廃止前の緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号。以下「第十三条 森林法附則第六項、独立行政法人緑資源機構法附則第十条の規

会計において行うものとする。同じ。)に関する経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この条第三項に規定する保安施設事業に要する費用に係るものに限る。以下十一条第一項の規定による無利子の貸付けについては、森林法第四十一附則第八条第一項の規定による無利子の貸付け(旧緑資源公団法附則第

(略)

一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。「のの規定にかかわらず、この会計において行うものとする。以下同じ。」に関する経理は、当分の間、第貸付け(旧緑資源公団法附則第十一条第三項に規定する保安施設事業に要す(昭和三十三年法律第三十号)附則第八条第一項の規定による無利子の貸付

(略)

おける用語の意義な別表第一 第一号法定	おける用語の意義及び字句の意味によるものとする。考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律に表第一 第一号法定受託事務(第二条関係) 選 案
注 律	事務
(略)	(略)
十六年法律第二 4	れている事務のうち、次に掲げるものこの法律の規定により都道府県が処理することとさ
百四十九号)	第一項、第三十三条の二及び第三十九条第一項の第二十五条の二、第二十六条の二、第二十七条
	事務(第二十五条第一項第一号から第三号までに規定により都道府県が処理することとされている
	関するものに限る。)
	を付する事務に関する部分を除く。)、第三十条二第二十七条第二項及び第三項(申請書に意見書
	並びに第三十三条第三項(これらの規定を第三十

により都道府県が処理することとされている事務により都道府県が処理することとされている事務(第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を造成するための指定に係る保安林に関するものに定おいて準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目のを達成するための指定に係る保安林に関するものに関る。)

正限る。) 四、第三十一条、第三十二条第一項(第三十三条の 上とされている事務(民有林にあつては、第二 大条の二第一項の規定により都道府県が処理する こととされている事務(民有林にあつては、第二 十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的 を達成するための指定に係る保安林に関するもの こ限る。)

規定並びに第四十六条の二第一項の規定により都を達成するための指定に係る保安林に関する部分を除く。)、第三十三条第三項、第三十一条、第三十二条第一項、第三十三条第三項、第三十一条、第三十二条第一項、第三十三条第三項、第三十一条、第三十二条第一項第一号から第三号までに掲げる目的規定並びに第四十六条の二第一項の規定により都を達成するための指定に係る保安林に関するものら第三十四条の一項の規定により都を達成する。

限る。)

Roa。)

。)

「第三十一条、第三十二条第一項(第三十三条の四、第三十一条、第三十二条第一項(第三十八条及び第三十九条の一、第三十四条の二、第三十八条及び第三十九条の一、第三十四条の二、第三十四条の一、第三十四条の一、第三十一条、第三十二条第一項(第三十三条の一、第三十一条、第三十二条第一項(第三十三条の一、第三十一条、第三十二条第一項(第三十三条の一、第三十一条、第三十二条第一項(第三十三条の一、第三十一条、第三十二条第一項(第三十三条の一、第三十一条、第三十二条第一項(第三十三条の一、第三十一条

びに第四十六条の二第一項の規定により都道府県第三十四条の二並びに第三十九条第一項の規定並十二条第一項、第三十三条第三項、第三十四条、第三十条、第三十一条、第三(申請書に意見書を付する事務に関す五 第四十四条において準用する第二十七条第二項

(略)	
(略)	道府県が処理することとされている事務
(略)	
 	
(略)	が処理することとされている事務

三十四条の三第一項の規定は、適用しない。	採については、森林法第三十四条第一項、第三十四条の二第一項及び第れている施業の方法及び時期に関する事項に従つて実施される立木の伐	第十三条 要整備森林について第九条の規定により地域森林計画に定めら	(伐採の許可等の特例)	改正案
定は、適用しない。	採については、森林法第三十四条第一項及び第三十四条の二第一項の規れている施業の方法及び時期に関する事項に従つて実施される立木の伐	第十三条 要整備森林について第九条の規定により地域森林計画に定めら	(伐採の許可等の特例)	現

十四(略)	十三(略)
	十二 (略)
十二 (略)	十一 (略)
十一(略)	十(略)
十 (略)	九 (略)
九 (略)	八 (略)
定する治山事業に関する計画	
八 治山緊急措置法 (昭和三十五年法律第二十一号)第三条第一項に規	
三一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	三~七(略)
る全国森林計画	る全国森林計画及び同条第五項に規定する森林整備保全事業計画
二 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第四条第一項に規定す	二 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第四条第一項に規定す
一 (略)	一 (略)
及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。	及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。
各号に掲げる防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画	各号に掲げる防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画
第三十八条 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次の	第三十八条 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次の
(他の法令に基づく計画との関係)	(他の法令に基づく計画との関係)
現	改正案

を処理する。	(平成八手去聿第四十五号)の現定こよりその権限こ属させるれた事項(平成元年法律第七十一号)及び林業労働力の確保の促進に関する法律	五十四年法律第五十一号)、森林の保健機能の増進に関する特別措置法営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和	号)、保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)、林業経十六年法律第二百四十六号)、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九	二十五年法律第五十三号)、国有林野の管理経営に関する法律 (昭和二	3 審議会は、前二項に規定するもののほか、森林病害虫等防除法 (昭和2 (略)	三	(権限)	改正案
の規定	十一号)及び林業労動力の確呆の足進こ関する去聿(平成八年去聿第四一号)、森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第七	進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)、林業経営基盤の強化等の促	号)、保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)、治山緊十六年法律第二百四十六号)、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九	二十五年法律第五十三号)、国有林野の管理経営に関する法律(昭和二	3 審議会は、前二項に規定するもののほか、森林病害虫等防除法(昭和2 (略)	Ξ	(権限)	現

2 (略)	。 、第三十四条の三第一項及び第三十四条の四本文の規定は、適用しない	伐採については、森林法第三十四条第一項本文、第三十四条の二第一項	林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う立木の	第八条 特定認定森林所有者が保安林の区域内において特定認定に係る森	(保安林における制限の特例)	改正案
2 (略)	及び第三十四条の三本文の規定は、適用しない。	伐採については、森林法第三十四条第一項本文、第三十四条の二第一項	林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う立木の	第八条 特定認定森林所有者が保安林の区域内において特定認定に係る森	(保安林における制限の特例)	現

現	
保安林における間伐の届出の特例)	
第九条の二 認定事業者が保安林の区域内において認定事業計画に従って	画に従って
間伐のため立木を伐採する場合には、森林法第三十四条の二第一項の規	第一項の規
定は、適用しない。	
	、適用しない。現現の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の

社会資本整備重点計画法 (平成十五年法律第

号) (抄)

傍線部分は改正部分)